



お客様各位

CMA CGM JAPAN 株式会社

2018年4月

### インド向け B/L 記載事項に関するご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

表題につき、インド税関より3月7日付け通知#33/2018が発令されております。

これにより、下記の基本情報が輸入者様側から輸出者側へ通知することが必須とされ B/L に記載されることが義務付けられています。

#### 必須項目

- Import and Export Code (IEC) of importer
- GST Identification Number (GSTIN) of importer (15 digits alphanumeric)
- Official e-Mail ID of importer (to be used for correspondence by shipping lines and customs)

適用開始日 : April, 01 2018 (=on board BL date) 以降 B/L 発行分

ご不明な点がございましたら、担当営業・カスタマーサービスまでお問い合わせください。

以上